

## 大分県「九州ふっこう割」国内向け旅行商品等造成事業 Q&A

(Q 1) 同一旅行商品をネットとリアルで販売している場合は、両方割引対象としてよいか。

(A) 九州観光推進機構でオンライン販売エージェントとして認定している旅行会社以外は、県の認定を受けた事業について、両方を割引対象として販売できる。

(Q 2) 旅行会社が商品認定通知で割り当てられた交付限度額の内容を見て辞退できるのか。

(A) できる。

(Q 3) 子供についても割引可能か

(A) 販売価格が割引区分に合致すれば可能。

(Q 4) 着地型旅行商品について、現地集合・現地解散の商品は対象となるのか。

(A) 本事業では、現地集合・現地解散の商品は対象とならない。交通付商品に限る。

(Q 5) 周遊型旅行商品について各県への申請が必要なのか

(A) 周遊型旅行商品で単県だけ割引申請することは可能。ただし周遊型旅行商品の割引額が適用される。

(Q 6) 最終日、例えば、9月30日に宿泊する旅行商品の扱いはどうなるのか。

(A) 9月30日宿泊であれば有効。

(Q 7) 旅行会社の数を予め絞るつもりはあるのか。

(A) 旅行会社の数は予め絞ることはしない。ただ、商品の内容及び送客目標を達成できる配分を精査したうえで、旅行会社の数は決まる。

(Q 8) 配分を受けた枠が無くなった場合、旅行会社の判断で販売を停止するのか。

(A) その通り。完売前に販売状況を必ず報告していただきたい。適宜、売上進捗を確認する場合もある。

(Q9) 送客後実績報告する際に提出する旅行実績が証明できる書類は、宿泊証明書、旅行申込書、旅行特別保証保険に関する書類(コピー)のうちどれか1つでも大丈夫か。

(A) その通り。

(Q10) 対象旅行商品において、表示価格例を具体的に教えてほしい。

(A) 不当な二重価格表示とならないよう、貴社の法務担当部署や旅行業公正取引協議会等にご相談の上、各社の責任において記載を決定してください。

記載例：「この商品は国の交付金により、〇〇円助成を受けています。」

なお、ロゴマーク等の表示は以下を参照のこと。

補助金額表示例)



※①、②はどちらも必ず掲載し、

③、④のおんせん県おおいた復興ロゴは、いずれかのタイプを掲載すること。

④が望ましい。

(③、④のタイプは、「使用要領」にあるピンク・オレンジ・水色の3色のうちであれば色は問わない。)

※おんせん県おおいた復興ロゴ等使用要領：「大分県復興サイト」に掲載

⇒<http://www.visit-oita.jp/onsenken-cp/download/>

(Q 1 1) 大会、学会等 (M I C E) にも活用できるか。

(A) 原則対象外。

(Q 1 2) 周遊型については、各社で複数県への申込みをすることになるか。

(A) その通り。造成各社で各県へ申込み・調整をしていただくことになる。

(Q 1 3) 受注型は行程表であればロゴ等を入れることは可能だがそれでもよいか。

(A) 受注型旅行商品については、別途案内を行う。

(Q 1 4) 他社が作った商品を、自社で使えるか。自社商品に組み込みたい。

(A) 自社商品に組み込んだものであれば対象となる。

(Q 1 5) 申請書の提出期限は。

(A) 提出期限・承認のタイミングはご案内のとおり (「マニュアル」参照)。タイミングが難しいかもしれないが、ご協力のうえ事業を進めていきたい。

(Q 1 6) 交通機関付きの商品で、交通機関部分の証明は何を添付すればよいか？

(A) 証明の添付は必要ない。ただし、会計検査対策として書類の提出を求めることがあるため、証拠書類を保管しておくこと。証拠書類とは、チラシ・パンフレット等の成果物や納品書・請求書・領収書のほか内容を確認できる書類である。

(Q 1 7) オプションをつけて商品化する場合も可か。

(A) オプションをつけた商品化については、原則料金の枠外とする。

(Q 1 8) 既存商品を申し込む場合、ロゴの表示等はどうするか。

(A) チラシやシール等の作成により料金・ロゴ等の明示が必要である。

(Q 1 9) 着地型の要件は。

(A) 以下を対象とする。

①大分県内の観光地等を主な目的地とするバスツアー等

②大分県内の登録旅行事業者等が企画募集する※旅行商品等

※滞在プログラム：(一例) 地元観光資源を活用した体験、食事、まちあるき等

(Q 2 0) 販売手数料とは？

(A) 販売促進費（プロモーション費用）をさす。

販売促進費（プロモーション費用）は、商品を販売するために必要な広告に係る経費（パンフレットの作成費用、HP上での商品宣伝及び九州観光の魅力紹介ページ作成、メディアを活用した広告などのプロモーション費）。人件費については含まない。

(Q 2 1) 既存商品へロゴマーク等を表示するにはどうしたらいいか。

(A) チラシを1枚差し込むなどして、対象商品に助成が適用されていることを消費者が必ず認知できるようにすること。